

9月定例会 こんなこと決めました

平成26年9月10日～25日(16日間)

次の7件を可決(抜粋)

●厚生調査委員会設置条例の一部改正

この条例は、所得者、身体障害者、母子世帯等の厚生指導を行い、明るい町づくりを資するためですが、母子世帯等に加えて、父子も挿入されました。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定

この条例は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの。

●地域活性化施設野方あらかの設置及び管理に関する条例制定

町民と来訪者との交流、道路及び地域等の情報の受発信並びに地場産品の販売等を通じ、地域資源の有効活用を図り、地域の振興に寄与することを目的とするもの
名称…地域活性化施設野方あらかの
位置…野方2810番地1
事業…次のとおり

- ① 地域間の交流推進事業
- ② 各種情報を受発信する事業
- ③ 地域の物産等の販売事業
- ④ 道路利用者の利便性の向上に関する事業

⑤ 野方あらかの設置目的を達成するために必要な事業

●鹿屋市との間において締結した定住自立圏形成協定の變更

定住自立圏は、人口5万人程度以上の中心市とその周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結していくことで形成していくもの。

今回変更の主なもの

地域医療対策としての専門医等の確保
認知症高齢者に係る支援体制の整備

「大隅ブランドの確立」や「6次産業化の推進」、「家畜防疫体制の整備・強化」

「鳥獣被害対策の推進」、再生可能エネルギーの導入促進

東九州自動車道開通による誘客促進のための「福岡への高速バスの導入」、「さんふらわあ」並びに「山川根占フェリー」といった海上交通の利用促進、「大隅広域観光開発推進会議」を通じた誘客促進や観光ピープルの実施
「高規格道路等の整備促進」等。

※次の条例については、上位法に伴う改正が主なものです。

●公営住宅条例の一部改正

●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

《人権擁護委員決まる》

人権擁護委員に、次の方を適任とし、同意いたしました。(敬称略)



上村 和憲
仮宿 3397 番地 2

《決算審査特別委員を選任》

●認定第1号(第6号)

認定第1号(一般会計歳入歳出決算認定)
認定第2号(国民健康保険事業特別会計)

認定第3号(後期高齢者医療特別会計)

認定第4号(介護保険事業特別会計)

認定第5号(水道事業会計)

認定第6号(公共下水道事業特別会計)

平成25年度一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員が選任されました。12月定例会までの閉会中の特定審査案件として、収入の確保、適正な支出、事業の効果等について審査を行います。

委員長…中山美幸
副委員長…諸木悦朗
委員…小野光夫・長重充輝・上原正一
吉原信雄・中倉広文・宮本昭一
神崎文男・小園孝一